平成２７年（フ）第４８００号
大阪市鶴見区今津中１丁目７番13号　今津パークハイツＡ401
債務者　村岡　竜二
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　康太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８８号
静岡県浜松市西区入野町9106番地の１
債務者　竹村　信哉
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０５２号
大阪府吹田市青葉丘南６番34―302号
債務者　寅屋敷博司
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５号
大阪府茨木市南耳原１丁目５番13号　ボヌールプラザ　404号
債務者　仲　紀代子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　倫明
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３号
沖縄県宮古島市城辺字福里1098番地
債務者　長浜　明広
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字下里546番地４
債務者　砂川　淳二
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第３３２号
函館市館町120番地１
債務者　佐藤　鮎美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
函館市松川町９番６号
債務者　玉内　大祐
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１１９号
岐阜県揖斐郡池田町白鳥385番地の１
債務者　ヤマネ　シモン　カイケ
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲高科527番地１
債務者　寺田　光宏
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第６５１号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目17番20―306号、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目19番11―103号
債務者　大澤　紀夫
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５７号
鹿児島県日置市東市来町湯田3068番地９
債務者　福岡多三男
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１９００号
愛知県春日井市高山町２丁目32番地４　パークサイドスズキ105号
債務者　小林　恵子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２１号
名古屋市北区山田４丁目16番17号　県営矢田住宅403号
債務者　佐々木昭夫
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９号
埼玉県蕨市塚越６丁目28番５号　メゾン蕨401号
債務者　大友　翔太
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
埼玉県越谷市北越谷３丁目15番35号　ハイツ中村201号
債務者　田端　達男
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
埼玉県越谷市北越谷３丁目15番35号　ハイツ中村201号
債務者　間中ふみ子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
埼玉県吉川市大字平沼97番地
債務者　大島　聖子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係